

ネパール選挙監視国際平和協力業務実施要領の概要

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

ネパールにおいて、ネパール選挙監視国際平和協力隊の隊長が命令する地域

(2) 期間

平成20年3月24日から同年4月30日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

ネパール制憲議会選挙の公正な執行の監視

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 実施計画及び実施要領の範囲内において業務を実施

(2) 具体的な業務内容

ア 選挙監視活動に係る企画・立案

派遣先国関係当局等からの情報提供に基づき、選挙監視を行う投票所の選定、監視要領等について企画・立案を行う。

イ 各投票所における監視

投票所における投票が自由かつ公正に行われているか否かについて監視する。この場合、投票の秘密保持に特に配慮する。

ウ 報告書の作成及び発表

投票が自由かつ公正に行われているか否か等について報告書を作成し、発表する。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- (1) 公正・自由・民主主義的な選挙の意義を理解しており、その意義を説明することができる者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (3) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (4) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第3号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中止に関する事項）

- (1) 隊員は、本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
- (2) 隊員は、国際的な選挙監視活動の実施又は我が国による国際平和協力業務の実施についての同意が存在しなくなったと認められる場合、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。
- (3) 業務中断の際の報告
- (4) 業務を中断すべき状況が解消されたと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置

隊員は、当該必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受けるいとまがないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、派遣先国関係当局、在ネパール日本国大使館又は他の選挙監視要員等と連絡を取る等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等により業務を遂行できない場合、本部長に報告する。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に隨時報告する。

(5) ネパール選挙監視国際平和協力隊の隊長と隊員との関係
別途本部長が定める。